

各 位

紀の川市福祉部高齢介護課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告書の提出について（通知）

平素は、紀の川市高齢介護事業に格別なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、処遇改善加算等を算定した介護サービス事業者は、各指定権者へ実績報告書を提出する必要があります。

つきましては、介護職員等処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理の手順及び様式例の掲示について（介護保険最新情報 Vol.1133）の内容を必ずご確認の上、実績報告書を提出してください。

記

1.提出期限

令和5年7月31日（月） 必 着

※年度途中で事業廃止や算定を中止した場合は、最終の加算支払いがあった月の翌々月の末日

※年度の最終の加算支払いがあった月の翌々月の末日

一般的に国保連からの最終支払（3月サービス分）が5月のため7月末が期限

2.提出書類（昨年度と様式が変更されていますのでご注意ください）

実績報告書（別紙様式 3-1、3-2、3-3）

※様式については当市ホームページに掲載しております。

3.提出先・問い合わせ先

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

紀の川市役所高齢介護課

電話番号：0736 - 77 - 0980 FAX：0736 - 79 - 3926

e-mail：k070600-001@city.kinokawa.lg.jp

4.提出方法

1.上記提出先に持参または郵送

（郵送の場合は、控え返却用として切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

2.電子メール（タイトルを「令和4年度処遇改善加算等実績報告書【法人名】」とし、上記メールアドレスに提出してください。

5.提出部数（持参または郵送）

2部 ※1部は法人（事業所）控えとして、受付印押印のうえ返却します。

<提出に係る留意事項>

- ・当実績報告書に関する根拠資料については提出の必要はありませんが、求められた場合は速やかに提出できるようにしてください。
- ・指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者にも実績報告書の提出が必要です。

<その他の留意事項について>

※ 各報告書を作成する際は、紀の川市ホームページ上に掲載している「介護保険最新情報 Vol.1133・1136」を必ずご確認ください。

<ホームページ>

「紀の川市ホームページ」各課のご案内 → 高齢介護課のページのお知らせ → 令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書の提出について（提出期限：令和5年7月31日）を参照してください

<http://www.city.kinokawa.lg.jp/kou-fuku/index.html>（高齢介護課 URL）

（担当）

紀の川市福祉部 高齢介護課

TEL : 0736-77-0980

e-mail : k070600-001@city.kinokawa.lg.jp